

DX リーダー育成研修業務委託
契約候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、DX リーダー育成研修業務委託の契約候補者の選定方法について、必要な事項を定める。

(選定業務)

第2条 DX リーダー育成研修業務委託の契約候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会は、次条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

(選定方法)

第3条 選定委員会は、選定会議を開催し、企画提案者が提出した企画提案書及び見積書並びに質疑応答の内容について審査を行い、選定委員会の委員(以下「委員」という。)は、次のDX リーダー育成研修業務委託評価基準(以下「評価基準」という。)を用いて採点する。

【DX リーダー育成研修業務委託評価基準】

区分	評価項目	評価内容	満点
1	方針理解・課題認識	自治体のDX人材育成における課題をふまえ、本業務の目的を理解した提案となっているか。	5
2	研修カリキュラム	業務目的を満たす研修カリキュラムが設定されているか。	30
3	実践型研修・グループワークの具体性	庁内の実務を題材に、業務の可視化、課題抽出、改善策検討、改善実行計画の作成、発表まで具体的に進められる内容となっているか。	20
4	業務改善実践支援・フォローアップ	受託期間中の支援方法が具体的か。対面、Web、メール、電話等による問い合わせ対応や、改善案の具体化支援が十分か。	20
5	効果測定の充実度	受講者アンケート、テスト等による効果測定、改善案の実施可能性や期待効果の整理等が適切か。	20
6	次年度以降の本格導入・全庁展開への提案	継続的に業務改善を推進する仕組み、業務改善テーマ選定、効果測定、全庁展開、定着化に向けた提案が具体的か。	5
7	業務実施体制・スケジュール管理	十分な人員体制が確保されているか。市との連絡調整、研修運営、問い合わせ対応、成果物作成を適切に実施できる体制か。履行期間内に確実に実施できるスケジュールか。	10
8	講師の実績	過去の類似の研修やサポート事業での実績があるか。	10
9	講師の実演内容	講師の声の大きさ、話すスピード、間の取り方などは講師として適切か。	30
10	過去のプロジェクト	過去の類似案件の実績がどの程度あるか。	10
11	経済性	価格評価＝40点×最も安価な見積額／提案見積額 (小数点第2位を四捨五入)	40
			200

(評価基準の評価方法)

第4条 評価は次の各号により行う。

- (1) 各委員は、評価基準に基づき、各項目(「11 経済性」を除く)について、次の基準により1から10点までの範囲で採点する。

配点基準	配点
想定より非常に高いレベル／優秀である	9～10点
想定より高いレベル／満足できる	7～8点
想定していた程度／平均的(基準点)	5～6点
想定より低いレベル／物足りない	3～4点
想定より非常に低いレベル／提案がない	1～2点

- (2) 各委員は、項目ごとに採点した配点を用いて、次の計算式により評価点を算出する。

評価点 = 当該項目の満点 × (配点 ÷ 10)

例:満点が30点の項目で配点を10点とした場合、 $30 \times (10 \div 10) = 30$ 点となる。

- (3) 各委員の評価点合計は、前2項の規定に基づいて算出した評価項目区分1から10の評価点と区分11の経済性(価格評価点)を合算して算出する。

- (4) 各委員の評価点合計に基づき、次の方法で順位を決定する。

ア 各委員ごとに評価基準に基づき、評価点合計の高い順に順位をつける。ただし、m位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値をm位の者の順位とする。

$$\{m + (m+1) + \dots + \{m + (n-1)\}\} / n$$

イ 次に、各委員がつけた順位を順位点として、DXリーダー育成研修業務委託契約候補者選定集計表(別紙2)により順位点を集計し、順位点の合計数値の低いものを上位として順位をつける。

(契約候補者の決定)

第5条 選定委員会は、前条の規定により選定した結果、順位が1位の者を契約候補者として決定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、各委員の評価点の合計を合算した点数が高いものを契約候補者とする。

2 前項において同点の場合は以下の順序で評価を行い、契約候補者を決定する。

- (1) 各委員が採点した評価項目のうち満点が(30点)である「研修カリキュラム」及び「講師の実演内容」の合計点が最も高いものを契約候補者とする。
- (2) 「研修カリキュラム」及び「講師の実演内容」の合計点が同点の場合は、次に満点が高い(20点)「実践型研修・グループワークの具体性」、「業務改善実践支援・フォローアップ」、「効果測定の充実度」の合計点が最も高いものを契約候補者とする。
- (3) さらに同点の場合は、満点が(10点)「業務実施体制・スケジュール管理」、「講師の実績」、「過去のプロジェクト」の合計点が最も高いものを契約候補者とする。
- (4) 最後に、満点が(5点)「方針理解・課題認識」及び「次年度以降の本格導入・全庁展開への提案」の合計点が最も高いものを契約候補者とする。

3 前項でも同点の場合、見積価格が安い方を契約候補者とする。それでも決まらない場合は委員長が委員会に諮って決定する。

- 4 企画提案者が1者の場合は、前条の規定に準じて評価を行う。
- 5 当日出席した選定委員の価格評価点を除く採点合計が、その満点に対して50%に満たない場合は、当該企画提案者を失格とする。